

高山市教育振興基本計画について

1. 計画の位置づけ

教育基本法第17条に基づき、本市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育、生涯学習、スポーツ、歴史文化、文化芸術の5分野についての基本的方向等について定めるものである。

2. 計画の構成

別紙1

3. 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

4. 目標と施策の基本的方向

別紙2

5. 目標を実現するための施策

別紙3

6. スケジュール

令和2年1月～	各種団体との協議
	パブリックコメント
3月	決定、公表